



あなたの個人情報保護のため…

「本人確認」が

法律上のルールになりました。

平成20年5月1日から戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、住民票の写し等の各種証明書の請求や、戸籍等に関する届出時には、本人確認書類の提示が義務付けられました。
御提示いただく本人確認書類については、次のページを御覧ください。

【お問い合わせ先】

厚木市役所 市民福祉部 市民課

電話 046-225-2110（直通）

本人確認書類一覧（有効期限内のもの）

顔写真の貼付されたもの (1点で確認)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書
(平成24年4月以後に交付されたもの)、旅券(パスポート)、小型船舶操縦免許証、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運行管理者技能検定合格書、猟銃・空氣銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証(猟銃の射撃教習資格)、検定合格証(警備員に関するもの)、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

顔写真の貼付されていないもの (I+IまたはI+IIの2点で確認)

【I】

健康保険の資格確認書、年金手帳、各種年金証書、恩給証書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療受給者証、高齢者医療証、心身障害者医療証、ひとり親家庭等医療証、生活保護費受給票

【II】

社員証、学生証、その他法人が発行した顔写真付きの身分証明書 等